平成２２年（フ）第４８号
静岡県御前崎市池新田2562番地　エスポワール205号
債務者　亀井　義文
1　決定年月日時　平成23年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塩沢　忠和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月21日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２３年（フ）第８１号
石川県石川郡野々市町新庄２丁目45　特別養護老人ホームかんじん、住民票上の住所石川県白山市山島台３丁目87番地
債務者　無量井和夫
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本光　章浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月14日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
金沢地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第８号
北海道北見市西三輪１丁目662番地13　ポロネーズ201号
債務者　小川ゆかり（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２３年（フ）第７８号
埼玉県草加市稲荷３丁目30番５号
債務者　鵜坂さおり
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第９７号
埼玉県越谷市大字下間久里395番地３　マインドハイム春日井１期201号、前住所埼玉県越谷市大字弥十郎634番地11
債務者　高橋　恵子
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第１１７号
埼玉県草加市瀬崎町279番地54
債務者　須田　珠子
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第１２９号
千葉県八千代市米本1359番地　米本団地５街区１棟109号
債務者　石渡　喜朗
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２０８号
千葉県習志野市袖ケ浦３丁目１番６―308号
債務者　原田　裕章
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第３１号
岐阜県揖斐郡大野町大字上秋926番地59
債務者　佐々木章雄
1　決定年月日時　平成23年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第３３号
岐阜県揖斐郡池田町池野230番地　カサベルデ１－Ｂ
債務者　大井　早苗
1　決定年月日時　平成23年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第９４号
愛知県清須市土田郷上切39番地　ユーハウス103
債務者　山田　英樹
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第９５号
愛知県清須市土田郷上切39番地　ユーハウス103
債務者　山田　泰子
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３４号
岡山県笠岡市富岡190番地３　市営富岡団地63号
債務者　山下　謙治
1　決定年月日時　平成23年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第４５号
岡山県倉敷市昭和２丁目４番10―501号　プラザドゥオデッサ
債務者　阿部　文彦
1　決定年月日時　平成23年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第３４号
鹿児島県霧島市隼人町姫城３丁目190番地
債務者　増元　雅一
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第３７４６号
北海道石狩市花川南９条２丁目213番地
債務者　長内　美和
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２５９号
札幌市豊平区美園３条３丁目２番18―203号
債務者　加納　栄治
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部